

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的

番の州地区石油コンビナート等特別防災区域が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の第3条に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、同法5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を、南海トラフ地震防災対策推進計画として定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 地震防災上整備すべき施設等に関する事項

特定事業者は、本計画第4章第2節2の「地震災害の予防計画」に基づき、危険物施設等の耐震化や設備の多重化、代替措置の確保に努めるとともに、本計画第4章2節3の「津波災害の予防計画」に基づき、津波等による浸水が予想されるエリアに重要設備・機器が設置されている場合には、設備・機器の移設または浸水防止対策の実施を検討する。

また、特定事業者及び防災関係機関は、本計画第4章第6節の「特定防災施設等及び防災資機材等の整備計画」に基づき、災害応急対策に必要な特定防災施設等及び防災資機材の整備強化に努める。

第3節 地震防災応急対策

1 防災体制の確立

(1) 防災本部

防災本部は、南海トラフ地震が発生し、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を必要があると判断したときは、災害の拡大防止又は未然防止を図るため、坂出市に現地防災本部を設置する。

なお、特別防災区域外の防災活動と連携の必要があると本部長が認めたときは、県災害対策本部と一体となった防災本部組織の運用を図る。

(2) 現地防災本部

現地防災本部は、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域において、被害情報の収集・伝達及び災害の規模、様態、状況に対応する緊急かつ統一的な防災活動事務を行う。なお、現地防災本部の設置場所及び組織は、本計画第2章第1節8「現地防災本部」によるものとする。

2 情報の収集・伝達及び広報

防災本部は、地震発生時の被害の状況を早期に把握するために、その情報収集に努める。

特定事業者は、従業員等の安全確保を前提に、直ちに各施設等の緊急点検

を実施し、その結果を坂出市消防本部に通報する。

特定事業者及び所管消防機関は、災害情報の収集及びその応急措置に努めることとし、その内容を逐次坂出市消防本部に報告するものとする。なお、現地防災本部が設置された場合には、当該情報は現地防災本部へ報告するものとし、報告を受けた現地防災本部は、速やかに防災本部に報告するものとする。

広報については、本計画第5章第2節3「広報計画」によるものとする。

3 応急対策

特定事業者及び防災関係機関は、地震災害の防止及び拡大防止、住民及び従業員等の生命及び身体の保護のため、本計画第5章「災害応急対策計画」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

特定事業者は、本計画第4章第2節3の「津波災害の予防計画」に基づき、重要設備・機器への浸水防止対策や移設の検討、津波漂流物対策等の検討などを行い、予め津波による被害の低減が図れるように努める。

また、津波を伴う地震発生時の避難計画は、本計画第5章第8節「避難計画」及び資料5-5の3「地震による発災（津波あり）」のとおり実施するものとする。

第5節 防災教育及び訓練に関する事項

特定事業者及び防災関係機関は、本計画第4章第5節「防災教育訓練計画」に基づき、南海トラフ地震を想定した防災教育及び防災訓練を実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、地震発生時の緊急通報訓練、応急対策訓練等だけではなく、地震発生時にまずは自分の身を守るための安全確保行動（シェイクアウトなど）を取り入れるなど、より実際に即した訓練になるように努める。